

五監公告第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和5年10月30日

五 泉 市 監 査 委 員

浅 井 昇

佐 藤 浩

1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準（令和2年3月25日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の種類

定期監査

3. 監査の対象

高齢福祉課

4. 監査の範囲

令和5年度の財務に関する事務、事業の執行等

5. 監査の方法及び着眼点

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

(2) 実施期間

令和5年9月25日～令和5年10月25日

7. 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務処理の一部に不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 行政財産目的外使用料の納期限について、条例等で定める日以外の納期限を設定していることを前回の定期監査で指摘されているが、今回の監査においても同様であり、改善が図られていない状況である。再発防止を徹底し、適正な事務処理に努められたい。
- ② 五泉地域包括支援センターは、防火管理者の選任が必要な防火対象物であるが、消防計画に定めた消防訓練を実施していない。消防計画に基づき、適正な防火管理に努められたい。

(2) 所見

発生した際の被害や影響度が大きい収納業務や個人情報管理のリスクについて、未然に防ぐための行動や手順、情報を組織内で共有するためのマニュアルを整備するとともに、その運用について定期的に検証し、実効性を確保されたい。